塩谷町告示第35号

塩谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第6号

塩谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年塩谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
(職員に関する経過措置)	(職員に関する経過措置)
第2条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項	第2条 <u>当分の間</u> 、第10条第3項
の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修	の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修
了したもの(<u>令和5年3月31日までに</u>	了したもの(<u>そのものの研修計画を定めた上で、放課後児童支援員とし</u>
	ての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了す
ることを予定している者を含む。)」とする。	ることを予定している者を含む。)」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。